公益社団法人京のふるさと産品協会令和３年度第３回理事会次第

日時：令和４年３月１４日（月）１４時～

場所：協会執務室内

１　開　会

２　議　事

［報告事項］

（1）　令和３年度法人運営に関する事項

（2）　令和３年度業務の実施状況

（3）　理事長（代表理事）・業務執行理事の業務執行状況報告

（4）　その他

［協議事項］

（1）　令和４年度事業計画及び収支予算について

（2）　令和４年度会費の賦課・徴収方法について

（3）　諸規程の一部改正について

ア　会費等に関する規程

イ　事務局規程

ウ　就業規程

エ　会計処理規程

（4）　その他

３　閉　会

協議事項　１　令和４年度事業計画及び収支予算について

Ⅰ　事業計画

＜全体方針＞

コロナの影響による消費者の行動変容・流通変化、地域ブランドを強化する他産地との競争激化に対応し、「オンリーワンを目指す攻めのブランド推進事業」の取組強化と「生産者を下支えする農産物価格安定対策事業」を関係機関と連携して推進します。

ブランド推進事業

＜方針＞

●オール京都で生産者と消費者をつなぐ取組を展開

京都府、ＪＡグループ京都、漁協及び流通・料理関係者等と連携しながら、
①ブランド認証　②情報収集・提供　③普及啓発　④相談・指導
の４本柱で事業を展開し、生産者と消費者をつなぐ取組を継続・強化します。

●消費者の行動変容・流通変化に適応したＰＲ強化

コロナの影響による消費者の行動変容・流通の変化に適応し、リアルとデジタル手法双方の長所を生かし、レシピサイト等を活用した消費者への食べ方紹介の強化、消費者参加型ＰＲの強化を行います。

●ブランド力の強化

京のブランド産品の付加価値・市場評価の向上に向けた取組を、関係機関と連携・推進し、府内産農林水産物の流通販売強化の先導役を果たせるよう努めます。
事業の推進にあたっては、JAグループ京都の「儲かる農業」確立の取組と連携するとともに、ＰＤＣＡにより進行管理します。

＜事業内容＞

１　ブランド認証事業

○ブランド品目・産地の取組支援

・ブランド認証産地の管理に努め、関係機関と連携して産地の取り組みを支援
・ブランド認証品目の円滑な流通・消費拡大に向けた資材（赤帯袋等）整備等支援
・ブランド認証品目拡大に向けた関係機関と意見交換等

○ブランド認証の実施・指導（京マークの管理、審査の実施、認証審査会の運営）

・京野菜をはじめとした農林水産物ブランド認証制度の適正な運営
・安心・安全を担保する京都こだわり生産認証制度の適正な運用、検査を関係機関と連携して実施
・カテゴリーごと(京野菜・水産物等)のパンフレットでPR強化

○市場検品調査の実施

・ＪＡ全農京都と連携し市場検品調査（毎週２回）
・調査結果を府指導機関・ＪＡ等へフィードバックし、産地の品質管理を支援

２　情報収集・提供事業

○消費者の行動変容・流通変化に適応した事業展開（強化）

・消費者・料理店・流通・生産者をつなぐため多様な媒体で情報発信

消費者・小売店・料理店・産地をつなぐため、情報誌「元気印」、「元気印ミニ」、ホームページ・ＳＮＳ・YouTube等、ターゲットに合わせ、紙・デジタル両媒体で、京野菜等のこだわりなど産地情報の提供・ＰＲを強化（企画充実・回数増加）

・流通・料理店関係者に向けオンライン等での情報発信強化

京野菜等のこだわりを産地から生で伝え、料理店等から好評の「オンライン産地見学会」を、より魅力ある企画・分かりやすい情報提供方法にブラッシュアップして本格実施

YouTubeでも好評であることから、「百聞は一見にしかず」の産地見学会の動画・写真等のコンテンツを流通関係者向けＰＲにも活用する手法を試行･開発

・消費者参加型のＰＲ方法を開拓

消費者、特に若い世代の視点から、京野菜等の栄養・健康機能性・料理特性等新たな価値を情報発信・ＰＲする方法を開拓

・高級量販店等販路開拓に向け、消費者ニーズに即したＰＲ

「簡単・早い・おいしい」料理レシピを開発・動画作成

高級量販店を販路開拓し、動画放映モニターを設置・顧客アピール

出荷計画に連動し、店頭・携帯で情報発信

・マスコミを通じたＰＲ

ＴＶ・新聞・雑誌等のマスコミから京野菜等の問合せ、情報提供の依頼に「京のブランド産品」の広告塔として対応・ＰＲ

新聞・雑誌等にブランド産品広告掲載

・首都圏に「京の食材マーケット開拓員」を引き続き設置し、協会の取組を市場・店舗に働きかけるとともに、情報の収集とフィードバックを行います。

３　普及啓発事業

○消費者の行動変容・流通変化に適応した事業展開（強化）（再掲）

上記２に同じ

○販売店と連携した京のブランド産品ＰＲ活動の展開

・ブランド京野菜等の消費拡大に向け、多様な取り組み（京野菜マルシェ、セミナーや料理教室と連携した販売促進、動画放映モニター提供等）をパッケージにした企画を販売店に提案

○京都府農林水産フェスティバルの開催

５０回目となる『「おいしい京都」大収穫祭～京都府農林水産フェスティバル2022』を新型コロナ感染対策に万全を期して開催（感染状況に応じて対応）

４　相談・指導事業

・府内各地域でのイベント、研修会等へ京野菜マイスター等の講師派遣を行うとともに各種生産出荷対策会議に出席し、助言を行います。

・生産者・ＪＡ関係者が行う市場調査や研修活動に対して必要な支援を行います。

農産物価格安定対策事業

＜令和4年度実施方針＞

●農業経営・農産物生産の安定につなげる事業実施

府内生産者の農業経営を下支えし、再生産を確保することにより、農産物の安定生産を図るとともに、消費者に農産物の安定供給を図ることを目的とする農産物価格安定対策事業の果たす役割は大きいものがあります。

このため、農産物の市場・産地価格等が一定水準以下に低下した時に生産者に補給金を交付する農産物価格安定対策事業を引き続き実施します。

●産地の形成・維持・拡大に向けた事業PR

現場への価格安定対策事業内容のＰＲに努め、生産者が価格保証により生産・出荷を安心して進められる環境づくりをすることで、産地の形成・維持・拡大に繋がるよう、関係機関と連携して取り組みます。

＜事業内容＞

１　野菜等経営安定対策事業（京都府独自制度）　　＊（　）:前年度

品目数	産地数	業務区分	交付予約数量
１３ （１３）	３１ （３１）	４８ （４８）	野菜１,０００トン（１,０９７トン）、 花き７１０千本（８７１千本）

（参考）各産地に見合う保証基準額を毎年設定して事業を実施することで、わずかな単価変動にも対応できるようにしています。
事業全体の申込数量は若干減少傾向ですが、新規産地の加入も続いており、一部の事業継続産地では申込数量が増加しています。

２　特定野菜等供給産地育成価格差補給事業（国制度）　　＊（ ）:前年度

品目数	産地数	業務区分	交付予約数量
３ （３）	４ （４）	５ （５）	８２５トン （９７０トン）

（参考）近年の気候変動の中で、交付予約数量と出荷実績数量とのかい離のある産地については、行政の指導を踏まえ交付予約数量の見直しを行います。

３　野菜計画生産出荷促進対策特別事業（京都府独自制度）　　＊（ ）:前年度

品目数	産地数	業務区分	交付予約数量
２ （２）	４ （４）	５ （５）	９６９トン （１，０７５トン）

（参考）２の事業の加入産地において計画的に生産出荷が行われた場合に補給金を上乗せして交付する事業です。

４　豆類価格安定対策事業（京都府独自制度）

＊（　）:前年度

品　目	産地数	業務区分	交付予約数量
黒大豆	５ （５）	９ （９）	１０１トン （１００トン）
小豆	１０ （１２）	１４ （１８）	６７トン （　６４トン）

（参考）近年、気候変動による被害等がありますが、多くの産地においては、交付予約数量を前年並みの現状維持としています。

５　野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業（指定野菜価格安定対策事業）（国制度）

（独）農畜産業振興機構が指定野菜価格安定対策資金を造成する場合において、生産者補給交付金として交付することを条件として、京都府負担額を協会を通じて機構に納付します。

（参考）

＊（　）:前年度

品　目	産地数	業務区分	出荷団体
夏秋なす	１ （１）	２ （２）	全農京都府本部

６　大規模契約栽培産地育成強化推進支援事業に係る事務支援（国制度）

加工・業務用野菜を中心に国内産が需要に応えきれていない品目について、作型の作付け拡大等を推進することを目的に、大規模面積で実需者との契約栽培に取り組む産地を（独）農畜産業振興機構が支援する事業です。

協会は、この事業の円滑化のため、事業実施主体の事務支援を行います。

＜重点的取り組み＞

⑴ 収入保険制度との重複加入チェック体制の強化

国の収入保険制度補給金との重複加入の特例期間は１年間でしたが、制度改正により、令和４年1月1日以後に開始する保険関係から２年間に延長されました。

このため、生産者が価格安定対策事業に加入する段階と関係団体での申込手続き段階の２段階で点検を行うなどチェック体制を強化し、適切な事業運営を行っていきます。

⑵ 価格安定対策事業についての取組啓発

価格安定対策事業の活用により産地形成・維持・拡大につながるよう、各関係団体間の情報共有と生産者へのＰＲに努めます。

令和4年度農産物価格安定対策事業計画総括表

事　　業　　名		産地数	業務区分数	交付予約数量 （トン・千本）
野菜等経営安定対策事業	野菜（トン）	28	45	1,000
	花き（千本）	3	3	710
特定野菜等供給育成価格差補給事業	野菜（トン）	4	5	825
野菜計画生産出荷促進対策特別事業	野菜（トン）	4	5	969
豆類価格安定対策事業	豆類（トン）	15	23	168
合　　計	野菜豆計（トン）	51	78	2,962
	花き計(千本)	3	3	710

※当協会が事業実施主体となっている事業分のみを記載。

1　野菜等経営安定対策事業

区分	対象野菜（野菜）	作型 業務区分数	交付予約数量 〔トン・千本〕	作付面積 (a)	契約出荷団体	産地名
更新	ねぎ（九条ねぎ）	春	249.0	622.0	京都やましろ	八幡市
	ねぎ（九条ねぎ）	秋冬	5.4	50.0	京都やましろ	八幡市
	みず菜	春まき	4.4	51.4	京都やましろ	宇治田原町
	みず菜	夏まき	5.1	64.6	京都やましろ	宇治田原町
	みず菜	秋冬まき	8.1	85.1	京都やましろ	宇治田原町
	きゅうり	10-12月	15.1	50.2	京都やましろ	宇治田原町
	青とうがらし	普通	8.6	50.0	京都やましろ	精華町
	万願寺とうがらし	半促成	85.7	327.5	京都やましろ	やましろ広域
	ねぎ（九条ねぎ）	春まき	28.0	140.0	京都やましろ	やましろ広域
	ねぎ（九条ねぎ）	夏まき	21.0	105.0	京都やましろ	やましろ広域
	ねぎ（九条ねぎ）	秋冬まき	21.0	105.0	京都やましろ	やましろ広域
	花菜	冬春	9.6	257.0	京都やましろ	やましろ広域
	花菜	冬春	3.3	78.0	京都やましろ	和束町
	青とうがらし	普通	8.2	60.5	京都	京都市
	青とうがらし	普通	15.6	58.6	京都	南丹市
	黒大豆えだまめ	普通	8.4	209.5	京都	南丹市
	みず菜	春まき	32.4	312.2	京都	南丹市
	みず菜	夏まき	23.3	301.8	京都	南丹市
	みず菜	秋冬まき	28.5	312.7	京都	南丹市
	ねぎ（九条ねぎ）	夏	3.0	52.0	京都	南丹市
	ねぎ（九条ねぎ）	秋冬	4.3	51.0	京都	南丹市
	壬生菜	春まき	12.8	144.7	京都	南丹市
	壬生菜	夏まき	11.6	142.5	京都	南丹市
	壬生菜	秋冬まき	22.7	137.2	京都	南丹市
	しゅんぎく	秋冬	6.1	127.2	京都	南丹市
	しゅんぎく	冬春	13.1	117.3	京都	南丹市
	ほうれんそう	春	4.2	103.7	京都	京丹波町
	ほうれんそう	夏秋	6.6	134.6	京都	京丹波町
	ほうれんそう	冬春	6.5	107.0	京都	京丹波町
	みず菜	春まき	5.0	75.2	京都	京丹波町
	みず菜	夏まき	5.6	79.7	京都	京丹波町
	みず菜	秋冬まき	4.8	57.3	京都	京丹波町
	きゅうり	7-9月	50.2	111.0	京都	福知山市
	みず菜	秋冬まき	8.8	73.7	京都	京丹後市
	賀茂なす	普通	6.5	50.0	京都	京丹後市
	ブロッコリー	秋冬	5.6	116.0	京都	京丹後市
	みず菜	春まき	1.3	50.0	京都	伊根町
	みず菜	秋冬まき	3.0	50.0	京都	伊根町
	ねぎ（九条ねぎ）	4-9月	8.7	98.3	京都	伊根町
	ねぎ（九条ねぎ）	10-3月	6.5	62.6	京都	伊根町
	黒大豆えだまめ	普通	5.6	158.6	京都にのくに	福知山市
	万願寺とうがらし	普通	47.0	142.3	京都にのくに	福知山市
	万願寺とうがらし	普通	104.3	289.6	京都にのくに	舞鶴市
	黒大豆えだまめ	普通	2.2	72.0	京都にのくに	綾部市
	万願寺とうがらし	普通	63.4	192.1	京都にのくに	綾部市
	野菜小計	45	1,000.1	6,036.7		

区分	対象野菜（花き）	作型 業務区分数	交付予約数量 〔トン・千本〕	作付面積 (a)	契約出荷団体	産地名
更　新	コギク	7-9月	55.3	30.0	京都	福知山市
	コギク	6-8月	51.1	30.0	京都	宮津市
	コギク	7-9月	603.3	194.0	京都	京丹後市
	花き小計	3	709.7	254.0		
	野菜小計	45	1,000.1	6,036.7		
	花き小計	3	709.7	254.0		
合　計		48	1,709.8	6,290.7		

２　特定野菜等供給産地育成価格差補給事業（指定野菜供給産地育成価格差補給事業）

区分	対象野菜	対象JA	対象産地	出荷期間	交付予約数量〔トン〕
短　縮	春キャベツ	京都中央	伏見	4/1～5/15	103.0
短　縮	春キャベツ	京都市、京都中央	伏見	5/16～6/30	253.0
短　縮	夏秋きゅうり	京都やましろ	宇治田原	7/1～9/30	140.0
短　縮	夏秋なす	京都中央	大原野、向日・長岡京	7/1～9/30	276.0
短　縮		京都中央	大原野、向日・長岡京	10/1～11/30	53.0
合　計					825.0

３　野菜計画生産出荷促進対策特別事業

区分	対象野菜	対象JA	対象産地	出荷期間	交付予約数量〔トン〕
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業					
	夏秋きゅうり	京都やましろ	宇治田原	7/1～9/30	140.0
	夏秋なす	京都中央	大原野、向日・長岡京	7/1～9/30	276.0
		京都中央	大原野、向日・長岡京	10/1～11/30	53.0
小　計					469.0
指定野菜価格安定対策事業					
	夏秋なす	京都やましろ	京やましろ	7/1～9/30	400.0
		京都やましろ	京やましろ	10/1～11/30	100.0
小　計					500.0
合　計					969.0

４　豆類価格安定対策事業

区分	対象豆類	契約出荷団体	産地名	出荷期間	交付予約数量〔Kg〕
更　　新	黒大豆	京都	京丹波町丹波	11/1～12/31	1,287.0
	黒大豆	京都	京丹波町丹波	1/1～3/31	14,977.0
	黒大豆	京都	京丹波町和知	11/1～12/31	43,887.0
	黒大豆	京都	京丹波町和知	1/1～3/31	7,881.0
	黒大豆	京都	京丹後市久美浜町	1/1～3/31	9,576.0
	黒大豆	京都にのくに	福知山市夜久野町	11/1～12/31	215.0
	黒大豆	京都にのくに	福知山市夜久野町	1/1～3/31	215.0
	小豆	京都	京都市右京区京北	11/1～12/31	638.0
	小豆	京都	南丹市日吉町	11/1～12/31	2,593.0
	小豆	京都	京丹波町丹波	11/1～12/31	8,189.0
	小豆	京都	京丹波町瑞穂	11/1～12/31	20,110.0
	小豆	京都	福知山市	11/1～12/31	16,090.0
	小豆	京都にのくに	綾部市	11/1～12/31	2,210.0
	小豆	京都にのくに	福知山市三和町	11/1～12/31	300.0
	小豆	京都にのくに	福知山市三和町	1/1～3/31	300.0
	小豆	京都にのくに	舞鶴市	11/1～12/31	1,870.0
継　　続	黒大豆	京都	南丹市日吉町	11/1～12/31	12,013.0
	黒大豆	京都	京丹後市久美浜町	11/1～12/31	10,629.0
	小豆	京都	亀岡市	11/1～12/31	7,025.0
	小豆	京都	福知山市	1/1～3/31	1,213.0
	小豆	京都	宮津市	11/1～12/31	1,696.0
	小豆	京都にのくに	綾部市	1/1～3/31	2,210.0
	小豆	京都にのくに	舞鶴市	1/1～3/31	3,130.0
	黒大豆合計				100,680.0
	小豆合計				67,574.0
	総合計				168,254.0

Ⅱ　収支予算

収　支　予　算　書(損益ベース)

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:千円)

科　　目	予　算　額	前年度予算額	増　減　額
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益			
受取会費	(20,972)	(21,152)	(△180)
正会員受取会費	20,892	21,072	△180
賛助会員受取会費	80	80	-
受取補助金等	(60,060)	(56,347)	(3,713)
受取ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ推進事業補助金	46,423	41,720	4,703
受取野菜等経営安定対策事業交付準備金	11,911	13,591	△1,679
受取特定野菜等供給産地育成価格差補給事業交付準備金	1,424	738	686
受取野菜計画生産出荷促進対策特別事業交付準備金	280	280	-
受取豆類価格安定対策事業交付準備金	22	18	4
受取助成金等	(2,850)	(1,478)	(1,372)
受取特定野菜等供給産地育成価格差補給事業交付助成金	2,850	1,478	1,372
受取負担金	(19,957)	(21,347)	(△1,389)
受取負担金1号	11,911	13,591	△1,679
受取負担金3号	1,424	738	686
受取負担金5号	22	18	4
受取分担金	6,600	7,000	△400
雑収益	(232)	(432)	(△200)
受取利息	12	32	△20
雑収益	220	400	△180
経常収益計	104,072	100,757	3,315
(2)経常費用			
事業費	(98,746)	(95,280)	(3,466)
役員報酬	5,250	5,625	△375
給料手当	17,877	19,794	△1,917
賃金	1,512	1,900	△388
諸謝金	580	530	50
福利厚生費	11	11	-
法定福利費	4,214	3,851	362
保険料	88	68	20
会議費	550	553	△3
旅費	2,042	1,930	112
通信運搬費	2,136	1,010	1,126
減価償却費	482	344	137
消耗品費	473	429	44
印刷資料費	8,144	6,703	1,441
光熱水費	270	270	-
賃借料	3,141	2,811	330

（単位：千円）

科　　目	予　算　額	前年度予算額	増　減　額
支払手数料	1,141	1,182	△41
支払助成金	750	750	-
委託料	9,327	7,769	1,557
広告宣伝費	9,394	7,777	1,617
支払負担金	1,509	1,509	-
支払補助金等			
支払野菜等経営安定対策事業交付準備金	23,822	27,182	△3,359
支払特定野菜等供給産地育成価格差補給事業交付準備金	5,699	2,955	2,744
支払野菜計画生産出荷促進対策特別事業交付準備金	280	280	-
支払豆類価格安定対策事業交付準備金	44	36	8
雑費	1	2	0
管理費	(5,924)	(5,939)	(△15)
役員報酬	1,840	1,965	△125
給料手当	2,218	2,248	△30
福利厚生費	163	3	160
法定福利費	585	598	△12
保険料	27	4	22
会議費	58	24	33
旅費	11	9	2
通信運搬費	52	52	-
減価償却費	116	118	△2
消耗品費	11	11	-
印刷資料費	11	21	△10
光熱水費	54	54	-
賃借料	483	483	-
支払手数料	208	217	△8
委託料	76	125	△48
租税公課	2	-	2
支払負担金	3	2	1
雑費	1	0	0
経常費用計	104,671	101,219	3,451
評価損益等調整前当期経常増減額	△598	△462	△135
評価損益等計	-	-	-
当期経常増減額	△598	△462	△135
2. 経常外増減の部			
経常外収益計	-	-	-
(2)経常外費用			
経常外費用計	-	-	-
他会計振替額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	△598	△462	△135
一般正味財産期首残高	10,782	11,245	△462
一般正味財産期末残高	10,184	10,782	△598
一般正味財産への振替額	-	-	-
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	-	-	-
指定正味財産期末残高	-	-	-
Ⅲ　正味財産期末残高	10,184	10,782	△598

正味財産増減予算書内訳表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

（単位：千円）

科　目	公益目的事業会計				法人会計	内部取引消去	合計
	ブランド推進事業	価格安定対策事業	共通	小計			
Ⅰ　一般正味財産増減の部							
1．経常増減の部							
（1）経常収益							
受取会費	8,449	8,369		16,818	4,154		20,972
正会員受取会費	8,369	8,369		16,738	4,154		20,892
賛助会員受取会費	80	－		80	－		80
受取補助金等	43,623	14,687		58,310	1,750		60,060
受取ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ推進事業補助金	43,623	1,050		44,673	1,750		46,423
受取野菜等経営安定対策事業交付準備金	－	11,911		11,911	－		11,911
受取特定野菜等供給産地育成価格差補給事業交付準備金	－	1,424		1,424	－		1,424
受取野菜計画生産出荷促進対策特別事業交付準備金	－	280		280	－		280
受取豆類価格安定対策事業交付準備金	－	22		22	－		22
受取助成金等	－	2,850		2,850	－		2,850
受取特定野菜等供給産地育成価格差補給事業交付助成金	－	2,850		2,850	－		2,850
受取負担金	6,600	13,357		19,957	－		19,957
受取負担金1号	－	11,911		11,911	－		11,911
受取負担金3号	－	1,424		1,424	－		1,424
受取負担金5号	－	22		22	－		22
受取分担金	6,600	－		6,600	－		6,600
雑収益	202	9		211	21		232
受取利息	2	9		11	1		12
雑収益	200	－		200	20		220
経常収益計	58,874	39,273		98,147	5,925		104,072
（2）経常費用							
事業費	(58,955)	(39,791)		(98,746)			(98,746)
役員報酬	4,200	1,050		5,250			5,250
給料手当	10,478	7,399		17,877			17,877
賃金	1,512	－		1,512			1,512
諸謝金	580	－		580			580
福利厚生費	4	7		11			11
法定福利費	2,987	1,227		4,214			4,214
保険料	81	6		88			88
会議費	550	－		550			550
旅費	2,042	－		2,042			2,042
通信運搬費	2,126	9		2,136			2,136

（単位：千円）

科　目	公益目的事業会計				法人会計	内部取引消去	合計
	ブランド推進事業	価格安定対策事業	共通	小計			
減価償却費	477	5		482			482
消耗品費	466	6		473			473
印刷資料費	8,144	－		8,144			8,144
光熱水費	249	20		270			270
賃借料	3,062	79		3,141			3,141
支払手数料	1,099	41		1,141			1,141
支払助成金	750	－		750			750
委託料	9,235	91		9,327			9,327
広告宣伝費	9,394	－		9,394			9,394
支払負担金	1,509	－		1,509			1,509
支払補助金等							
支払野菜等経営安定対策事業交付準備金	－	23,822		23,822			23,822
支払特定野菜等供給産地育成価格差補給事業交付準備金	－	5,699		5,699			5,699
支払野菜計画生産出荷促進対策特別事業交付準備金	－	280		280			280
支払豆類価格安定対策事業交付準備金	－	44		44			44
雑費	1	－		1			1
管理費					(5,924)		(5,924)
役員報酬					1,840		1,840
給料手当					2,218		2,218
福利厚生費					163		163
法定福利費					585		585
保険料					27		27
会議費					58		58
旅費					11		11
通信運搬費					52		52
減価償却費					116		116
消耗品費					11		11
印刷資料費					11		11
光熱水費					54		54
賃借料					483		483
支払手数料					208		208
委託料					76		76
租税公課					2		2
支払負担金					3		3
雑費					1		1
経常費用計	58,955	39,791		98,746	5,924		104,671
評価損益等調整前当期経常増減額	△81	△517		△598	0		△598
評価損益等計	－	－		－	－		－
当期経常増減額	△81	△517		△598	0		△598

（単位：千円）

科　目	公益目的事業会計				法人会計	内部取引消去	合計
	ブランド推進事業	価格安定対策事業	共通	小計			
2. 経常外増減の部							
(1)経常外収益							
経常外収益計	－	－		－	－		－
(2)経常外費用							
経常外費用計	－	－		－	－		－
当期経常外増減額	－	－		－	－		－
他会計振替額	－	－		－	－		－
当期一般正味財産増減額	△81	△517		△598	0		△598
一般正味財産期首残高	△1,870	△14,626		△16,497	27,280		10,782
一般正味財産期末残高	△1,952	△15,144		△17,096	27,280		10,184
Ⅱ　指定正味財産増減の部							
一般正味財産への振替額	－	－		－	－		－
当期指定正味財産増減額	－	－		－	－		－
指定正味財産期首残高	－	－		－	－		－
指定正味財産期末残高	－	－		－	－		－
Ⅲ　正味財産期末残高	△1,952	△15,144		△17,096	27,280		10,184

協議事項 ２　　令和４年度会費の賦課・徴収方法について

（総会決議事項）

定款第７条の規定及び会費等に関する規程により、令和４年度協会事業実施のため、下記により会費を徴収する。

１　ブランド推進事業関係会費

（定款第４条第１項第１号に規定するブランド推進事業関係会費）

総　　額　　７,６２０,０００　円

（１）賦課方法

京都府、ＪＡ連合会、ＪＡ及びその他連合会・会員にあっては、次の額をそれぞれ負担する。

京　　都　　府	３,０００,０００　円
Ｊ　Ａ　連　合　会	２,７００,０００　円
Ｊ　　Ａ	１,５００,０００　円
その他連合会・会員	４２０,０００　円

（２）徴収方法

令和４年１０月３１日までに徴収する。

２　価格安定対策事業関係会費

（定款第４条第１項第２号に規定する価格安定事業関係会費）

総　　額　　１３,２７２,０００ 円

（１）賦課方法

京都府にあっては、特別運営費（5,772 千円）及び会費の対象となる価格対策管理運営費（全体額 7,500 千円）の３分の１の額 2,500 千円、市町村・ＪＡ連合会にあっては、会費の対象となる価格対策管理運営費の６分の１の額 1,250 千円を、ＪＡにあっては、会費の対象となる価格対策管理運営費の３分の１の額 2,500 千円をそれぞれ負担する。

京　　都　　府	８,２７２,０００　円
市　　町　　村	１,２５０,０００　円
Ｊ　Ａ　連　合　会	１,２５０,０００　円
Ｊ　　Ａ	２,５００,０００　円

（２）徴収方法

令和４年１０月３１日までに徴収する。

３　賛助会員会費

（定款第５条第１項第２号に規定する賛助会員の会費）

（１）賦課方法

１団体当たり　　２０,０００円以上

（２）徴収方法

既加入団体にあっては、令和４年１０月３１日までに徴収し、新規加入団体にあっては、入会後速やかに徴収する。

【参　考】

＜農産物価格安定対策事業負担金＞

１　野菜等経営安定対策事業負担金

負担金１４,３０９,４９５円は、令和４年度において見込まれる交付予約数量野菜１,０００トン、花き７１０千本 に係る業務方法書第６条第２項に規定する造成資金と令和３年度末残資金との差額であって、野菜等経営安定対策事業に係る交付準備金とすることを指定した負担金。

（１）賦課方法

業務方法書第６条第２項の規定による。

（２）徴収方法

契約出荷団体、その他の負担金にあっては、京のふるさと産品協会が指定した日までに徴収する。

２　特定野菜等供給産地育成価格差補給事業負担金

負担金２,０８４,０００円は、令和４年度において見込まれる交付予約数量８２５トンに係る業務方法書第３０条第２項に規定する造成資金と令和３年度末残資金との差額であって、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る交付準備金とすることを指定した負担金。

（１）賦課方法

業務方法書第３０条第２項の規定による。

（２）徴収方法

対象出荷団体、その他の負担金にあっては、京のふるさと産品協会が指定した日までに徴収する。

３　豆類価格安定対策事業負担金

負担金４９５,０００円は、令和４年度において見込まれる交付予約数量１６８トンに係る業務方法書第７５条第２項に規定する造成資金と令和３年度末残資金との差額であって、豆類価格安定対策事業に係る交付準備金とすることを指定した負担金。

（１）賦課方法

業務方法書第７５条第２項の規定による。

（２）徴収方法

契約出荷団体、その他の負担金にあっては、京のふるさと産品協会が指定した日までに徴収する。

協議事項３　諸規程の一部改正について

下記の各規程を一部改正する。

記

■改正規程

改正規程	主な改正内容	備考
会費等に関する規程	①京都府酒造組合連合会の会費の変更 ②価格安定対策事業関係会費の記載方法の変更 会費金額を追加記載	総会議決事項
事務局規程	①「ブランド対策部」と「ブランド認証部」を統合 名称は「ブランド対策部」とする ②「この規程に定めるもののほか、組織に関する必要な事項」について、理事会の承認を不要とし、理事長が定めることに変更	
就業規程	①新型コロナウィルス感染症拡大防止等のため、時差出勤の導入 ②書面による労使協定（３６協定）の導入 ③「この規程に定めるもののほか、規程の実施に関して必要な事項」について、理事会の承認を不要とし、理事長が定めることに変更 ④その他文言修正	
会計処理規程	①第４０条（１）特定資産の記載方法の変更 個々に列挙している各積立資産名を、「理事会の承認に基づき特定の目的のために使途等に制約を課した資産」に変更 ②同上（２）その他固定資産の記載方法の変更 個々に列挙している各資産名を、「特定資産以外で１年以上にわたり使用又は運用される資産で、かつ取得価格が１０万円以上の資産」に変更	

■改正案　別添新旧対照表のとおり

公益社団法人京のふるさと産品協会の会費等に関する規程（新旧対照表）

現　　行

別表－１　ブランド推進事業関係会費

団　体　名	金　額
京都府	３,０００,０００円
農業協同組合連合会	２,７００,０００円
農業協同組合	１,５００,０００円
その他会員（９団体） （京都府森林組合連合会、京都府漁業協同組合、京都府信用漁業協同組合連合会、京都府酒造組合連合会、京都府米食推進協会、京都青果協会、京都府卸売市場連合会、京都府種苗協会、京都府漬物協同組合）	６００,０００円

別表－２　価格安定対策事業関係会費

団　体　名	適　用
京都府	特別運営費及び価格安定対策管理運営費の３分の１の額
市町村	価格安定対策管理運営費の６分の１の額
農業協同組合連合会	価格安定対策管理運営費の６分の１の額
農業協同組合	価格安定対策管理運営費の３分の１の額

改　正　案

別表１　ブランド推進事業関係会費

団　体　名	金　額
京都府	３,０００,０００円
農業協同組合連合会	２,７００,０００円
農業協同組合	１,５００,０００円
その他会員（９団体） （京都府森林組合連合会、京都府漁業協同組合、京都府信用漁業協同組合連合会、京都府酒造組合連合会、京都府米食推進協会、京都青果協会、京都府卸売市場連合会、京都府種苗協会、京都府漬物協同組合）	４２０,０００円

別表２　価格安定対策事業関係会費

団　体　名	適　用
京都府	特別運営費　５，７７２，０００円 価格安定対策管理運営費の３分の１の額 ２，５００，０００円
市町村	価格安定対策管理運営費の６分の１の額 １，２５０，０００円
農業協同組合連合会	価格安定対策管理運営費の６分の１の額 １，２５０，０００円
農業協同組合	価格安定対策管理運営費の３分の１の額 ２，５００，０００円

附則

この規程は、令和４年６月　日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

公益社団法人京のふるさと産品協会の会費等に関する規程（案）

（目的）

第１条　この規程は、定款第７条に定める会員が支払う会費に関する必要事項を定め、それによって公益社団法人京のふるさと産品協会（以下「この法人」という。）の事業活　動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

（会費）

第２条　定款第７条に規定する正会員又は賛助会員の会費は、次に掲げるものとする。

⑴　正会員は、別表１及び別表２のとおりとする。

⑵　賛助会員は、年間２０,０００円以上とする。

（会費の納入）

第３条　会員は、毎事業年度の会費をこの法人所定の方法により、１０月末までに納入しなければならない。

（資格喪失に伴う会員の会費納入義務等）

第４条　会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

２　この法人は、会員が納入した当該年度において納入した会費については、これを返還しない。

（補則）

第５条　この規程に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は理事会において別に定める。

（改廃）

第６条　この規程を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年５月１７日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成２８年６月２０日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和４年６月　　日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

別表１　ブランド推進事業関係会費

団　　体　　名	金　　額
京都府	３,０００,０００円
農業協同組合連合会	２,７００,０００円
農業協同組合	１,５００,０００円
その他会員（９団体） （京都府森林組合連合会、京都府漁業協同組合、京都府信用漁業協同組合連合会、京都府酒造組合連合会、京都府米食推進協会、京都青果協会、京都府卸売市場連合会、京都府種苗協会、京都府漬物協同組合）	４２０,０００円

別表２　価格安定対策事業関係会費

団　　体　　名	適　　用
京都府	特別運営費　　５，７７２，０００円 価格安定対策管理運営費の３分の１の額 ２，５００，０００円
市町村	価格安定対策管理運営費の６分の１の額 １，２５０，０００円
農業協同組合連合会	価格安定対策管理運営費の６分の１の額 １，２５０，０００円
農業協同組合	価格安定対策管理運営費の３分の１の額 ２，５００，０００円

公益社団法人京のふるさと産品協会事務局規程（新旧対照表）

現　　行	改　正　案
（第１条省略） （事務局の組織） 第２条　事務局に事務局長を置き、次表左欄に掲げる部を置き、右欄に掲げる課を置く。 事務局長 ┬ 価格対策部長　（事務局長兼務） 　　├ ブランド対策部長 ―― 企画調査課長 　　└ ブランド認証部長 ―― 販路開拓課長 （分掌事務） 第３条　前条に規定する部において分掌する事務は、次のとおりとする。 (1)　事務局長 ア　事務局の総括に関すること イ　事務局職員の人事、服務及び給与並びに文書、印章に関すること ウ　会費及び負担金の徴収に関すること エ　各部の事務分掌に関すること (2)　ブランド対策部 ア　農林水産物流通に係る情報収集・提供に関すること イ　農林水産物の消費啓発に関すること ウ　ブランド推進事業の相談、指導に関すること エ　ブランド推進事業にかかる予算、決算及び会計に関すること (3)　ブランド認証部 ア　ブランド認証に関すること イ　販路開拓に関すること ウ　ブランド認証に係る予算、決算及び会計に関すること (4)　価格対策部 ア　野菜、花き及び豆類の価格安定事業に関すること イ　予算、決算及び会計（ブランド推進事業に係るものを除く。）並びに物品に関すること ウ　前各号に掲げるもののほか、ブランド対策部の所管に属さないこと （第４条～第８条省略） （補則） 第９条　この規程に定めるもののほか、組織に関する必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。	（第１条省略） （事務局の組織） 第２条　事務局に事務局長を置き、次表左欄に掲げる部を置き、右欄に掲げる課を置く。 事務局長 ┬ 価格対策部長（事務局長兼務） 　　└ ブランド対策部長 ┬ 企画調査課長 　　　　└ 販路開拓課長 （分掌事務） 第３条　前条に規定する部において分掌する事務は、次のとおりとする。 (1)　事務局長 ア　事務局の総括に関すること イ　事務局職員の人事、服務及び給与並びに文書、印章に関すること ウ　会費及び負担金の徴収に関すること エ　各部の事務分掌に関すること (2)　ブランド対策部 ア　農林水産物流通に係る情報収集・提供に関すること イ　農林水産物の消費啓発に関すること ウ　ブランド推進事業の相談、指導に関すること エ　ブランド認証に関すること オ　販路開拓に関すること カ　ブランド推進事業に係る予算、決算及び会計に関すること (3)　価格対策部 ア　野菜、花き及び豆類の価格安定事業に関すること イ　予算、決算及び会計（ブランド推進事業に係るものを除く。）並びに物品に関すること ウ　前各号に掲げるもののほか、ブランド対策部の所管に属さないこと （第４条～第８条省略） （補則） 第９条　この規程に定めるもののほか、組織に関する必要な事項は、理事長が別に定める。 附則 この規程は、令和４年４月１日から施行する。

公益社団法人京のふるさと産品協会事務局規程（案）

（趣旨）
第１条　この規程は、公益社団法人京のふるさと産品協会（以下「協会」という。）定款第４０条の規定により、事務局の組織について必要な事項を定めるものとする。

（事務局の組織）
第２条　事務局に事務局長を置き、次表左欄に掲げる部を置き、右欄に掲げる課を置く。

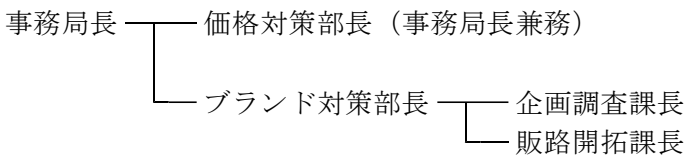

（分掌事務）
第３条　前条に規定する部において分掌する事務は、次のとおりとする。
(1)　事務局長
ア　事務局の総括に関すること
イ　事務局職員の人事、服務及び給与並びに文書、印章に関すること
ウ　会費及び負担金の徴収に関すること
エ　各部の事務分掌に関すること
(2)　ブランド対策部
ア　農林水産物流通に係る情報収集・提供に関すること
イ　農林水産物の消費啓発に関すること
ウ　ブランド推進事業の相談、指導に関すること
エ　ブランド認証に関すること
オ　販路開拓に関すること
カ　ブランド推進事業に係る予算、決算及び会計に関すること
(3)　価格対策部
ア　野菜、花き及び豆類の価格安定事業に関すること
イ　予算、決算及び会計（ブランド推進事業に係るものを除く。）並びに物品に関すること
ウ　前各号に掲げるもののほか、ブランド対策部の所管に属さないこと

（第４条～第８条省略）

（補則）
第９条　この規程に定めるもののほか、組織に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則
この規程は、令和４年４月１日から施行する。

公益社団法人京のふるさと産品協会就業規程（新旧対照表）

現　　行	改　　正　　案
第１章　総則 　第１条　～　第４条　　(略) 第２章　人事 　第５条　～　第８条　　(略)	(略) (略)
（休職の期間） 第９条　前条第１号及び第３号の規定による休職期間は、３年を超えない範囲で理事長が定める。 ２　前条第２号の規定による休職期間は、その刑事事件が裁判所に係属する期間とする。	（休職の期間） 第９条　前条第１号及び第３号の規定による休職期間は、３年を超えない範囲で**別に定める。** ２　前条第２号の規定による休職期間は、その刑事事件が裁判所に係属する期間とする。
（復職） 第１０条　第９条に規定する休職期間が満了する前に休職事由が消滅したときは、復職を命ずるものとする。ただし、休職期間が満了しても休職事由が引き続き存するときは、退職とする。	（復職） 第１０条　**理事長は、**第９条に規定する休職期間が満了する前に休職事由が消滅したときは、復職を命ずるものとする。ただし、休職期間が満了しても休職事由が引き続き存するときは、退職とする。
（定年） 第１１条　職員が年齢満６０歳に達した日の属する年度末をもって退職とする。ただし、本人が希望し、第１２条又は第１４条第２号から第６号に該当しない者については、６５歳まで継続雇用する。 ２　京都府等他の団体を定年退職後再就職した職員については、別途理事長が定める。	（定年） 第１１条　職員が年齢満６０歳に達した日の属する年度末をもって退職とする。ただし、本人が希望し、第１２条又は第１４条第２号から第６号に該当しない者については、**年齢満６５歳に達した日の属する年度末まで継続雇用する。** ２　京都府等他の団体を定年退職後再就職した職員については、**別に定める。**
（解雇） 第１２条　～　第１４条　　(略) 第３章　勤務 （勤務時間） 第１５条　職員の勤務時間は、１週間について３８時間４５分とする。	(略) 第３章　勤務 （勤務時間） 第１５条　職員の勤務時間は、**休憩時間を除き**１週間については３８時間４５分、**１日については７時間４５分とする。** ２　１日の勤務時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

２　１日の勤務時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。 ３　（新設） （休憩時間） 第１６条　休憩時間は、それぞれ次の表のとおりとする。 休憩時間 正午から 午後１時まで (休日) 第１７条　(略) （時間外及び休日等勤務） 第１８条　業務上特に必要がある場合は、第１５条及び第１７条の規定にかかわらず、勤務時間外又は休日等に勤務させることができる。 ２　（新設） ３　（新設） ４　（新設） (振替) 第１９条　休日等に勤務を命じた場合において、必要があると認めたときは、その休日等を他の日に振り替えることができる。 （出張） 第２０条　業務上必要がある場合は、職員に対して出張を命ずることができる。 第２１条　～　第２２条　(略) （病気休暇） 第２３条　職員は、負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、病気休暇を受けることができる。	**３　業務の都合上、必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、前項の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができる。この場合において職員の就業に関して必要な事項は別に定める。** （休憩時間） 第１６条　休憩時間は、**正午から午後１時までとする。** (略) （時間外及び休日等勤務） 第１８条　**理事長は、**業務上特に必要がある場合は、第１５条及び第１７条の規定にかかわらず、勤務時間外又は休日等に勤務させることができる。 **２　前項の場合、法定労働時間を超える勤務又は法定休日等における勤務については、書面による労使協定を締結するとともにこれを所轄の労働基準監督署長に届け出るものとする。** **３　妊娠中の女性、産後１年を経過しない者（以下「妊産婦」という。）であって請求した者及び１８歳未満の者については、第２項による時間外労働又は休日若しくは深夜（午後１０時から午前５時まで）労働に従事させない。** **４　理事長は、災害又はその他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合は、第１項から前項までの制限を超えて、所定勤務時間外又は休日に労働させることができる。ただし、請求のあった妊産婦については、この限りでない。** (振替) 第１９条　**理事長は、**休日等に勤務を命じた場合において、必要があると認めたときは、その休日等を他の日に振り替えることができる。 （出張） 第２０条　**理事長は、**業務上必要がある場合は、職員に対して出張を命ずることができる。 (略) （病気休暇） 第２３条　職員は、負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、病気休暇を受けることができる。

２　前項に規定する期間は、１年の範囲内で必要と認められる期間　　（６月以内に再び同一疾病により休暇を受けるときは、前の期間と通算する。）とする。 ただし、公務上の負傷又は疾病の場合は、その都度必要と認められる期間とする。	２　前項に規定する期間は、１年の範囲内で必要と認められる期間**とする。**（６月以内に再び同一疾病により休暇を受けるときは、前の期間と通算する。） ただし、公務上の負傷又は疾病の場合は、その都度必要と認められる期間とする。
第２４条　病気休暇を得ようとするときは、あらかじめ病気休暇簿(別記様式第２)により理事長の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を得ることができなかった場合においては、できる限り速やかに理事長の承認を得なければならない。	第２４条　**職員は、**病気休暇を得ようとするときは、あらかじめ病気休暇簿(別記様式第２)により理事長の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を得ることができなかった場合においては、できる限り速やかに理事長の承認を得なければならない。
（特別休暇） 第２５条　　(略)	(略)
第２６条　特別休暇を得ようとするときは、あらかじめ特別休暇簿（別記様式第３）により理事長の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を得ることができなかった場合においては、できる限り速やかに理事長の承認を得なければならない。	第２６条　**職員は、**特別休暇を得ようとするときは、あらかじめ特別休暇簿（別記様式第３）により理事長の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を得ることができなかった場合においては、できる限り速やかに理事長の承認を得なければならない。
（介護休暇） 第２７条　　(略)	(略)
第２８条　介護休暇を得ようとするときは、あらかじめ介護休暇簿（別記様式第４）により理事長の承認を得なければならない。	第２８条　**職員は、**介護休暇を得ようとするときは、あらかじめ介護休暇簿（別記様式第４）により理事長の承認を得なければならない。
（振替簿等） 第２９条　理事長は、週休日の振替又は半日勤務時間の割り振り変更を行う場合にあっては 週休日振替簿（別記様式第５）により、休日の代休日の指定を行う場合にあっては代休日指定簿（別記様式第６）により行うものとする。	（振替簿等） 第２９条　**職員は、**週休日の振替又は半日勤務時間の割り振り変更を行う場合にあっては 週休日振替簿（別記様式第５）により、休日の代休日の指定を行う場合にあっては代休日指定簿（別記様式第６）により**理事長の承認を得なければならない。**
（出勤、遅刻等） 第３０条　職員は、定刻までに出勤し出勤簿に押印しなければならない。 ２　職員は、遅刻、早退、又は欠勤する場合は、事前に遅刻・早退・欠勤簿（別記様式第７）に所定の事項を記載して承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を得ることができなかった場合においては、速やかに理事長の承認を得なければならない。	（出勤、遅刻等） 第３０条　職員は、定刻までに出勤し出勤簿に押印しなければならない。 ２　職員は、遅刻、早退、又は欠勤する場合は、事前に遅刻・早退・欠勤簿（別記様式第７）に所定の事項を記載して**理事長の**承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を得ることができなかった場合においては、速やかに理事長の承認を得なければならない。

第４章　給与	
第３１条　　(略)	(略)
第５章　服務	
第３２条　～　第３３条	
第６章　表彰及び懲戒	
第３４条　～　第３６条　　(略)	(略)
（懲戒の方法）	（懲戒の方法）
第３７条　懲戒は、事情の軽重に従い、それぞれ次の各号に定める方法により行う。	第３７条　懲戒は、事情の軽重に従い、それぞれ次の各号に定める方法により行う。
（１）訓戒、文書注意又は口頭注意 職員を戒め、反省を求め、注意を喚起するための事実上の措置として、訓戒、文書注意又は口頭注意を行うことができる。	（１）訓戒、文書注意又は口頭注意 職員を戒め、反省を求め、注意を喚起するための事実上の措置として、訓戒、文書注意又は口頭注意を行うことができる。
（２）戒告　始末書をとり戒める。	（２）戒告　始末書をとり戒める。
（３）減給　１日以上６箇月以下の期間、給料の月額の１０分の１以下に相当する額を給与から減ずる。	（３）減給　１日以上６箇月以下の期間、給料の月額の１０分の１以下に相当する額を給与から減ずる。
（４）停職　１日以上６箇月以下の期間、職務に従事させない。 なお、この期間において、いかなる給与も支給しない。	（４）**出勤停止**　１日以上６箇月以下の期間、職務に従事させない。 なお、この期間において、いかなる給与も支給しない。
（５）免職　第１２条の規定にかかわらず予告期間を設けずに解雇する。この場合において所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、予告手当（平均賃金の３０日分）を支給しない。	（５）**懲戒解雇**　第１２条の規定にかかわらず予告期間を設けずに解雇する。この場合において所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、予告手当（平均賃金の３０日分）を支給しない。
２　前項の処分は、口頭注意を除きその旨を記載した文書を当該職員に交付して行わなければならない。	２　前項の処分は、口頭注意を除きその旨を記載した文書を当該職員に交付して行わなければならない。
第７章　保健衛生及び福利厚生、第８章　損害賠償	
第３８条　～　第４２条　　(略)	(略)
第９章　補則	第９章　補則
（その他）	（その他）
第４３条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。	第４３条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。
	附　　則 **この規程は、令和４年４月１日から施行する。**

公益社団法人京のふるさと産品協会就業規程（案）

（第１条から第８条省略）

（休職の期間）
第９条　前条第１号及び第３号の規定による休職期間は、３年を超えない範囲で別に定める。
２　前条第２号の規定による休職期間は、その刑事事件が裁判所に係属する期間とする。

（復職）
第１０条　理事長は、第９条に規定する休職期間が満了する前に休職事由が消滅したときは、復職を命ずるものとする。ただし、休職期間が満了しても休職事由が引き続き存するときは、退職とする。

（定年）
第１１条　職員が年齢満６０歳に達した日の属する年度末をもって退職とする。 ただし、本人が希望し、第１２条又は第１４条第２号から第６号に該当しない者については、年齢満６５歳に達した日の属する年度末まで継続雇用する。
２　京都府等他の団体を定年退職後再就職した職員については、別に定める。

（第12条から第１４条省略）

第３章　勤務

（勤務時間）
第１５条　職員の勤務時間は、休憩時間を除き１週間については３８時間４５分、1 日については７時間４５分とする。
２　１日の勤務時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。
３　業務の都合上、必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、前項の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができる。この場合において職員の就業に関して必要な事項は別に定める。

（休憩時間）
第１６条　休憩時間は、正午から午後１時までとする。

（第１７条省略）

（時間外及び休日等勤務）
第１８条　理事長は、業務上特に必要がある場合は、第１５条及び第１７条の規定にかかわらず、勤務時間外又は休日等に勤務させることができる。
２　前項の場合、法定労働時間を超える勤務又は法定休日等における勤務については、書面による労使協定を締結するとともにこれを所轄の労働基準監督署長に届け出るものとする。
３　妊娠中の女性、産後１年を経過しない者（以下「妊産婦」という。）であって請求した者及び１８歳未満の者については、第２項による時間外労働又は休日若しくは深夜

（午後１０時から午前５時まで）労働に従事させない。
４　理事長は、災害又はその他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合は、第１項から前項までの制限を超えて、所定勤務時間外又は休日に労働させることができる。ただし、請求のあった妊産婦については、この限りでない。

（振替）
第１９条　理事長は、休日等に勤務を命じた場合において、必要があると認めたときは、その休日等を他の日に振り替えることができる。

（出張）
第２０条　理事長は、業務上必要がある場合は、職員に対して出張を命ずることができる。

（第21条から第２２条省略）

（病気休暇）
第２３条　職員は、負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、病気休暇を受けることができる。
２　前項に規定する期間は、１年の範囲内で必要と認められる期間とする。（６月以内に再び同一疾病により休暇を受けるときは、前の期間と通算する。）
ただし、公務上の負傷又は疾病の場合は、その都度必要と認められる期間とする。

第２４条　職員は、病気休暇を得ようとするときは、あらかじめ病気休暇簿（別記様式第２）により理事長の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を得ることができなかった場合においては、できる限り速やかに理事長の承認を得なければならない。

（第２５条省略）

第２６条　職員は、特別休暇を得ようとするときは、あらかじめ特別休暇簿（別記様式第３）により理事長の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を得ることができなかった場合においては、できる限り速やかに理事長の承認を得なければならない。

（第２７条省略）

第２８条　職員は、介護休暇を得ようとするときは、あらかじめ介護休暇簿（別記様式第４）により理事長の承認を得なければならない。

（振替簿等）
第２９条　職員は、週休日の振替又は半日勤務時間の割り振り変更を行う場合にあっては週休日振替簿（別記様式第５）により、休日の代休日の指定を行う場合にあっては代休日指定簿（別記様式第６）により理事長の承認を得なければならない。

（出勤、遅刻等）
第３０条　職員は、定刻までに出勤し出勤簿に押印しなければならない。

２　職員は、遅刻、早退、又は欠勤する場合は、事前に遅刻・早退・欠勤簿（別記様式第７）に所定の事項を記載して理事長の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を得ることができなかった場合においては、速やかに理事長の承認を得なければならない。

（第３１条から第３６条省略）

（懲戒の方法）
第３７条　懲戒は、事情の軽重に従い、それぞれ次の各号に定める方法により行う。
（１）訓戒、文書注意又は口頭注意
　職員を戒め、反省を求め、注意を喚起するための事実上の措置として、訓戒、文書注意又は口頭注意を行うことができる。
（２）戒告　始末書をとり戒める。
（３）減給　１日以上６箇月以下の期間、給料の月額の１０分の１以下に相当する額を給与から減ずる。
（４）出勤停止　１日以上６箇月以下の期間、職務に従事させない。
　なお、この期間において、いかなる給与も支給しない。
（５）懲戒解雇　第１２条の規定にかかわらず予告期間を設けずに解雇する。この場合において所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、予告手当（平均賃金の３０日分）を支給しない。
２　前項の処分は、口頭注意を除きその旨を記載した文書を当該職員に交付して行わなければならない。

（第３８条から第４２条省略）

第９章　補則

（その他）
第４３条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附　　則
　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

公益社団法人京のふるさと産品協会会計処理規程の一部改正について（新旧対照表）

現　　行	改正案
（第１条から第３９条省略） 第６章　　固定資産 （固定資産の範囲） 第４０条　この規定において、固定資産とは次の各号をいい、特定資産及びその他固定資産に区別する。 (1) 特定資産 野菜等経営安定対策事業積立資産 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業積立資産 野菜計画生産出荷促進対策特別事業積立資産 豆類価格安定対策事業積立資産 退職給付積立資産 特別印刷積立資産 (2) その他固定資産 会費調整積立資産 備品 外部出資金 ２　その他固定資産に記載した有形固定資産は、耐用年数が１年以上で、かつ、取得価額が１０万円以上の使用目的の資産をいう。 （第４１条から第５９条省略）	（第１条から第３９条省略） 第６章　　固定資産 （固定資産の範囲） 第４０条　この規定において、固定資産とは次の各号をいい、特定資産及びその他固定資産に区別する。 (1) 特定資産 理事会の承認に基づき特定の目的のために使途等に制約を課した資産をいう。 (2) その他固定資産 特定資産以外で１年以上にわたり使用又は運用される資産で、かつ取得価格が１０万円以上の資産をいう。 ２　（削除） （第４１条から第５９条省略） 附則 この規程は、令和４年４月１日から施行する。

公益社団法人京のふるさと産品協会会計処理規程(案)

（第１条から第３９条省略）

第６章　　固定資産

（固定資産の範囲）

第４０条　この規定において、固定資産とは次の各号をいい、特定資産及びその他固定資産に区別する。

(1) 特定資産

理事会の承認に基づき特定の目的のために使途等に制約を課した資産

(2) その他固定資産

特定資産以外で１年以上にわたり使用又は運用される資産で、かつ、取得価格が 10 万円以上の資産

（第４１条から第５９条省略）

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

令和３年度第３回理事会報告事項

１　令和３年度法人運営に関する事項

２　令和３年度業務の実施状況

３　理事長（代表理事）・業務執行理事の業務執行状況報告

４　その他

公益社団法人京のふるさと産品協会

報告事項１　令和３年度法人運営に関する事項

１　登記関係

○役員の変更登記　　令和3年6月29日

２　総会・理事会の開催状況

◇ 総会

	開催年月日	主　な　内　容
定時総会	令和3．6．22	・令和２年度事業報告及び収支決算について ・令和３年度会費の賦課・徴収方法について ・役員報酬規程の改正について ・役員の選任について ・報告事項 （令和３年度事業計画及び収支予算、業務方法書の一部改正、その他(京のブランド戦略進行管理表について））

◇ 理事会

	開催年月日	主　な　内　容
第１回理事会	令和3．6．　4	・令和２年度事業報告及び収支決算について ・余裕金の預入先金融機関について ・役員報酬規程の改正について ・役員の候補者について ・ブランド認証審査会運営要領の改正について ・第４９回定時総会の開催について ・報告事項（業務方法書の一部改正について）
第２回理事会	令和3．6．22	・新役員の互選について

３　定期提出書類・変更届出等

○ 令和２年度事業報告書等の届出　　令和３年６月２５日
○ 役員変更の届出　　令和３年６月２５日
○ 役員報酬規程変更の届出　　令和３年７月　５日
○ 令和４年度事業計画等の届出　　令和４年３月３１日(予定)

報告事項２　令和３年度業務の実施状況

ブランド推進事業

１　ブランド認証事業

（１）ブランド認証の状況

ブランド認証品目：３１品目（内加工品２）

ブランド指定産地：１１３産地（令和4年2月28日現在）

（２）ブランド認証審査会の開催状況

年　月　日	審査会名	審　議　内　容
令和３年９月　９日	幹事会（青果、豆・酒米）	ブランド産地新規指定・期間の更新について
９月２７日	京野菜審査会	〃
令和４年３月１１日	合同幹事会（青果、豆・酒米、京の酒・京漬物）	ブランド産地指定期間の更新について
３月１１日	幹事会（水産）	ブランド産地新規指定について
３月２４日（予定）	京野菜審査会	ブランド産地指定期間の更新について
〃	農林水産品審査会	ブランド産地新規指定について

２ ニューノーマルの生活様式」に対応したＰＲ強化

（１）高級量販店等販路開拓に向け、消費者ニーズに即したＰＲ強化

①「簡単・早い・おいしい」レシピを作成、レシピカード・動画でＰＲ

消費動向の変化に即し、消費者向けレシピを６品目作成　消費拡大に活用

・レシピカード：５品目（京みず菜、京壬生菜、京山科なす、九条ねぎ、伏見とうがらし）

・レシピ動画　：１品目（聖護院かぶ）

聖護院かぶの消費者向けレシピを生産者が考案

協会のＰＲ動画にも出演

ほんまもん京野菜取扱店等でＰＲ

カルパッチョ

麻婆かぶら

野菜あんかけ

生春巻き

②高級量販店等を販路開拓し、動画放映モニターを設置・顧客アピール

ＪＡ全農出荷計画に合わせ「簡単・早い・おいしい」レシピを店頭・SNS で発信

- 店頭試食ができないため、店頭でレシピ配布・動画放映でＰＲ
  協会ＨＰ・ＳＮＳ・YouTube でも情報発信
- 店頭販促強化のため新たに京野菜グッズを作成・ＰＲ
- ㈱ミツカンとＪＡ全農園芸課・協会コラボで、聖護院かぶ・聖護院だいこんレシピ作成、京都府内量販店３０店舗でＰＲ展開

料理レシピ動画

新宿高島屋京野菜フェア

販促グッズ（京野菜イラスト入りコースター・マグネットクリップ）

（首都圏販促強化期間）

１１月～１２月、首都圏１３店舗で計２７回の販促促進ＰＲを実施

ハヤシフルーツ渋谷本店

ハヤシフルーツ吉祥院店

九州屋町田店

＜高級量販店等販路開拓に向け、消費者ニーズに即したＰＲ強化　成果と課題＞

○新宿高島屋で「京野菜フェア」を試行したところ、全農京都からの多彩な品目配送と動画放映や生産現場の写真を掲示するなどで産地感を出すなど工夫したＰＲで好評

○店舗と協働でＰＲ手法をブラッシュアップし、首都圏他店舗に拡大展開することが必要

（２）若い世代の需要拡大に向け、オンライン料理教室などによりＰＲ

①首都圏の料理が好きな若年層をターゲットに、新たな京野菜ファン獲得のための料理教室・セミナーを実施

〇京野菜お試し会（料理デモンストレーションと試食）

新たなＰＲ手法試行：インフルエンサー（ABC ブランドアンバサダー）がＳＮＳで情報拡散

日　程　９月３日～２２日

会場等　ＡＢＣクッキングスタジオ　首都圏５スタジオ　延べ２５回

（新宿高島屋タイムズスクエア、ルミネ池袋、丸の内、ルミネ立川、渋谷）

食　材　万願寺甘とう

内　容　『万願寺甘とうのプリン』料理デモ・試食

産地動画放映

参加者　１，４２０名

インフルエンサーがＳＮＳで拡散

〇東京ガス料理教室

「旬の京野菜を味わうオンライン料理教室」

（第１回）

日　程　１１月１３日

会場等　東京ガス・Studio +G Ginza（スタジオ プラスジー ギンザ）

食　材　九条ねぎ・京こかぶ

内　容　九条ねぎの豚バラ巻き

～柚子胡椒ドレッシング～

京こかぶのポタージュ

参加者　２４名

（第２回）

日　程　１２月４日

会場等　東京ガス・Studio +G Ginza

食　材　えびいも・京丹波大黒本しめじ

内　容　えびいも（こえびちゃん）の

豆乳味噌グラタン

京丹波大黒本しめじ炒めなます

参加者　２０名

②あじわい館等で「オンライン料理教室」

〇「次世代の京料理人に習う和食」

・京都の老舗料亭・料理店の次世代を担う若手料理人（京都料理芽生会）を講師に京料理の基本を習う講座

・旬の京野菜を各回提供（５回）

7月26日　講師：天喜　石川輝宗氏
賀茂なす、万願寺甘とう、九条ねぎ、京夏ずきん

8月 5日　講師：山ばな平八茶屋　園部晋吾氏
万願寺甘とう

8月23日　講師：松正　小笹正義氏
京壬生菜、京みず菜、万願寺甘とう、賀茂なす、京たんご梨

12月20日　講師：草喰なかひがし　中東克之氏
京こかぶ、金時にんじん、九条ねぎ

2月24日　講師：乙文　木村一智氏
花菜、九条ネギ、京たけのこ、京みず菜

〇オンライン講演会

・７月１７日

テーマ：「京野菜の魅力を探る！～見て、味わって、健康的に！」
内　容：教材として「万願寺甘とう・賀茂なす」事前配送
夏バテ予防のアレンジレシピ等を紹介
講　師：食の語り部　松田　武子氏

・２月１７日

テーマ：「知って味わう京の海の幸～美味しさと健康の両面から～
内　容：教材として京のブライドフィッシュ「京鰆さわら（切身）」「花菜・京みず菜」事前配送
魚食と健康の話、アレンジレシピを紹介
講　師：民野　摂子氏（管理栄養士・野菜ソムリエプロ）

〇朝日カルチャーセンターのオンライン講座（協賛）

・５月１日
・京のおばんざいを作りましょう~京野菜がご自宅に届きます~
・講師　さくらい　じゅんこ氏（株式会社イルサーレ代表取締役、野菜ソムリエ、食のプロデューサー）

＜若い世代の需要拡大に向け、オンライン料理教室などによりＰＲ成果と課題＞

〇お試し会参加者アンケート：満足度（美味しいと感じた方）９０．２％

〇ＳＮＳと併用した実感型ＰＲは好評　コストを勘案しながらの活用が必要
オンラインのみの料理教室は参加しやすい半面、YouTubeとの競合等課題があり、魅力を増す工夫が必要

〇幅広い世代の需要拡大に向け、オンライン・対面型それぞれの良さを生かした料理教室、試食会など京都産の良さを実感してもらう取組を継続することが必要

〇消費者、特に若い世代の視点から、京野菜等の栄養・健康機能性・料理特性等新たな価値をＳＮＳ等で情報発信する消費者参加型ＰＲ方法の開拓が今後必要

（３）流通・料理店関係者に向け、オンラインで情報発信

流通・料理店関係者に向け、オンライン・対面両方で情報発信

・京野菜等のこだわりを伝えるため、料理店等から好評の「産地見学会」を、オンライン形式で、手づくりにより３回実施

（第１回）

日　　程　　７月２７日

内　　容

・「万願寺甘とう」綾部市
　出演：ＪＡ京都にのくに 赤堀さん

・併せて、京野菜の機能性・栄養面も紹介
　講師：野菜ソムリエ　民野摂子氏

（第２回）

日　　程　１０月２６日

内　　容

・「えびいも」京丹後市久美浜町
　出演：JA 京都　増馬えびいも部会長

・「堀川ごぼう」丹後町間人
　出演：JA 京都　野木堀川ごぼう部会長

（第３回）

日　　程　１月２０日

内　　容

・「聖護院だいこん」久御山町
　出演：JA 京都やましろ　松岡さん

・「聖護院かぶ」亀岡市篠町
　出演：JA 京都　木村さん

＜流通・料理店関係者に向け、オンラインで情報発信成果と課題＞

〇コロナ禍のため、オンラインによる産地見学会試行
　産地と青果バイヤー・料理人をつなぎ、交流することを目的に企画
　アンケートでは「それぞれの品目の圃場を初めて見られて良かった」「次回も参加したい」「生産者のこだわり、苦労が伝わった」などの声

〇協会手づくりのため、撮影・通信の技術面等懸念されたが、特産物育成協議会・ＪＡ・生産者との連携により、出荷の時期に合わせ３回実施

〇YouTubeでも後日配信　地味な内容ながら２００回を超える再生回数

〇京野菜等のこだわりを産地から生で伝え、料理店等から好評なことから、より魅力ある企画・分かりやすい情報提供方法にブラッシュアップして継続ＰＲ

〇「百聞は一見にしかず」の産地見学会の動画・写真等のコンテンツを、新たに流通関係者向け販売促進ＰＲにも活用する手法を開発・試行することが必要

３　多様な媒体によりターゲット別に情報発信
（情報誌「元気印」、ホームページ・Facebook 等）

（１）消費者・料理店・流通・生産者をつなぐ情報発信

京野菜等のこだわりなどの産地情報をホームページやＳＮＳ等も活用しながら、幅広い層に提供し、消費者・小売店・料理店・産地のつながりを強化

・情報誌「元気印」
産地、協会の情報を販売者・料理人・消費者につなげるため、旬の京野菜提供店・ほんまもん京野菜取扱店・ＪＡ・生産部会等に送付

・「元気印ミニ」新刊
出荷時期に合わせ、旬の産地情報を届けるため新刊
隔月５回発行

（２）ＳＮＳ（instagram・Facebook・YouTube）等で消費者等に情報提供

・京野菜の出荷情報やイベント情報、栽培情報、旬のレシピなどを発信
ＦＢ等延１５３回、YouTube１１本発信（２／１７現在）

（３）パンフレット等でＰＲ

・「なるほどブランド産品」パンフレット作成

小中学生向け啓発資料作成
学校・行政機関等に配付

・水産物パンフレット用画像撮影
新規パンフレット作成のため収穫時期に撮影　今年度は丹後とり貝

（４）情報誌等にブランド京野菜広告

○「京都和食１００選」など６誌、WEB サイト「デジタル茶の湯マップ」に京のブランド産品広告掲載

○「月刊京都」に２回特集記事を掲載

（８月号）賀茂なす・京山科なす

（12 月号）聖護院だいこん・えびいも・聖護院かぶ・堀川ごぼう

○「京都市営地下鉄ドアステッカー広告」

旬の京野菜提供店ＰＲ

（４）マスコミ・各種団体への京野菜等の情報提供

○京野菜等を取り上げたい新聞記事、ＴＶクイズ番組等や子供向け教材などの取材に対応。

マスコミ等に京野菜の写真、データ等８１件提供（2/17 現在）

○NHK 京都「ニュース 630 京いちにち 京の知恵袋」で京のブランド産品紹介（11月~毎月1回）

料理研究家　大原　千鶴　氏

九条ねぎ、金時にんじん、京丹波大黒本しめじ等レシピ

＜多様な媒体で情報発信　成果と課題＞

○情報誌、ＳＮＳ、マスコミなど多様な媒体でＰＲ

○媒体別にターゲットをより明確にし、産地と流通・消費者の間の情報をつなぐ広報・ＰＲを強化

○消費者、特に若い世代の視点から、京野菜等の栄養・健康機能性・料理特性等新たな価値をＳＮＳ等で情報発信する消費者参加型ＰＲ方法の開拓が今後必要（再掲）

４　京野菜マルシェでの京野菜のＰＲ・販売促進

〇京野菜マルシェでの京野菜のＰＲ・販売促進

〇関西圏の京野菜販売店において、夏・冬の２回、
　キャンペーン展開
［ 夏 ］　開催期間：８月１２日～９月１２日
　　参加店舗：京都生協、イオン、スーパー山田屋等
　　４０店
　　実施主体：京のふるさと産品協会
［ 冬 ］　開催期間：１１月１９日～１２月１９日
　　参加店舗：１６８店（販売店　８２店、直売所　８６店）
　　実施主体：おいしおすえ京野菜キャンペーン実行委員会
　　（府・京都市・ＪＡ中央会・ＪＡ全農京都・協会・青果協会・京都生協）

〇店頭 POP やマルシェキット、キャンペーン動画を提供し、京野菜特設コーナーの設置を支援

〇京野菜の購入レシートで応募ができるプレゼントキャンペーンを実施し、消費者の購買意欲を喚起

＜京野菜マルシェ　成果と課題＞
〇プレゼントキャンペーンの応募をＬＩＮＥ対応したところ応募者増加
〇品目に合わせて魅力的なレシピを提案する等、事業効果をより高める取り組みが必要

５　新型コロナウイルス感染症危機克服に向け「京の食」支援

〇飲食業界・府内産農林水産物の危機克服のため、料理人・生産者（京の酒・京漬物・宇治茶・京菓子）連携・開発の「京の食」プレミアムフード（京の涼風膳・錦秋膳・雪見膳）の製造・販売をオール京都で支援

事業実施主体：
「京の食」プレミアムフードコンソーシアム
（構成：京都府・日本料理アカデミー・府茶協同組合
　・府漬物協同組合・府酒造組合連合会・
　京のふるさと産品協会）

販売実績：約３万食　約６億円（２月現在）

６　料理専門学校・学会等でのオンライン講義・ＰＲ活動等

〇専門学校・大学等で学び・研究する学生・教官等へブランド産品をＰＲ

①和食文化学会 オンライン パネルディスカッション

日　程：９月５日
内　容：『コロナ禍！飲食現場の今とこれからを考える』
「京の涼風膳」ＰＲ
ﾊﾟﾈﾘｽﾄ：日本料理アカデミー　理事長　村田　吉弘
京都府酒造組合連合会 会長　山本 源兵衛
京都府漬物協同組合　理事長　森　義治
進　行 京のふるさと産品協会 理事長　小田 一彦
参加者：８０名

②京都調理師専門学校特別講義

日　程：９月６日
内　容：京野菜のブランド化への挑戦と歴史
参加者：約５０名（録画撮り講義を YouTube で料理人等社会人学び直し学生に配信）

日　程：９月２９日
内　容：京野菜の美味しさ
参加者：約 100 名（録画撮り講義を YouTube で学生に配信）

③オンライン日本酒フェア 2021 で「京の酒」ＰＲ

日　程：１０月１７日
会場等：YouTube Live 配信
内　容：府酒造連山本会長・協会小田理事長が「京の食文化」と「京の酒」の魅力を全国にＰＲ
コロナ禍での新たな取組（「京の錦秋膳」オンライン販売）も紹介
参加者：約２，０００名

＜料理専門学校・学会等でのオンライン講義・ＰＲ活動等　成果と課題＞

〇料理学校講義では「京やましろえびいも王国プロジェクト」と連携し、えびいもＰＲ（学生レストラン料理食材、教材食材等に活用）、学校サイドからも好評
〇学会等で、各団体連携し、料理店等を支援する「京の涼風膳・錦秋膳」の取組と京の酒・京漬物等京のブランド産品をＰＲ
〇若い料理人・学生・研究者等料理に関心のある若年層へのＰＲは意義が大きく、学校・学会等との連携を深めながら継続実施することが必要

７　ほんまもん京野菜取扱店、旬の京野菜提供店と「京のおもてなし企画」

（１）「ほんまもん京野菜取扱店」の新規認定等

〇京のブランド産品はじめ京都府内産野菜を積極的に取り扱う店舗を「ほんまもん京野菜取扱店」として協会が認定

イオンスタイル西陣小町（新規認定）

イオン久御山店（新規認定）

＜旬の京野菜取扱店　成果と課題＞

〇現在の認定店数は４８店（近畿圏２４、首都圏２４）

＊新規認定２店、テナント変更による継続認定１店、認定取消３店（全て近畿）

〇卸等と連携による新規店舗の開拓、店のニーズに即したＰＲ強化が必要

（２）旬の京野菜提供店（京都エリア）」新規認定

〇京野菜ＰＲと消費拡大のため「いつでも、京野菜が食べられるお店」を協会が認定

〇コロナ禍のなか、京野菜で特色を出したいと申請の京都府内１２店を新規認定

＜認定式＞

日程：１０月１８日

場所：京都府公館

内容：認定楯交付（西脇京都府知事）

＜旬の京野菜提供店　成果と課題＞

〇現在の認定店数２６３店（京都府内１９２店、首都圏７１店）

＊閉店等を確認した１５店認定取消（京都エリア１２　東京エリア３）

〇旬の京野菜提供店等との連携を強化し、京野菜等の優れた栄養面や料理特性など

新たな切り口で京野菜の魅力を消費者にＰＲすることが必要

（３）京のおもてなし企画

○京野菜をはじめとする府内産農林畜水産物の消費拡大を図るため、「京のおもてなし協議会」（構成団体：京都府、ＪＡ京都中央会、ＪＡ全農京都、京のふるさと産品協会）の枠組みで、料理店等と連携して様々な取組を企画・推進

○「省エネ家電買替えキャンペーン」（京都府主催）に参加し、府内消費者に向け、「府内のおいしい特産品セット」発送、「京の食材が食べられる商品券」発行により、府内産農林畜水産物をＰＲ

○「京のおもてなし企画 ―２０２２早春―」キャンペーンを４６店と連携実施

＜京のおもてなし企画 成果と課題＞

○府内産食材を使った特色ある料理店と連携し、府内産農林畜水産物をＰＲ

○参加料理店の増加に向け、京都府・ＪＡグループ京都一体となった取組を継続

８　「京の食材マーケット開拓員」が首都圏の販路開拓サポート

○「京の食材マーケット開拓員」を設置し、京野菜をはじめとする府内産農林水産物及びその加工品について、首都圏での料飲店や業務向けの新たな需要開拓を推進。

○主な活動内容

- 東一等首都圏卸等とのパイプ役
- 首都圏販路開拓先（高級量販店）情報収集・提供
- 協会等が行う首都圏でのＰＲ活動サポート
- ほんまもん京野菜取扱店との情報交換

＜「京の食材マーケット開拓員」が首都圏の販路開拓サポート　成果と課題＞

○定期的なオンライン打合せにより、卸、全農と調整しながら、高級量販店等への販路開拓をサポート

○今後、コロナの状況のもと、高級量販店をターゲットに、首都圏卸等との調整、高級量販店の販路開拓サポートに重点を置いた活動を計画

９　市場検品調査でブランド京野菜の品質確認

〇市場流通しているブランド京野菜の品質確認のため、京都市中央卸売市場第一市場で検品調査を実施。

〇ＪＡ全農園芸課と連携して、毎週２回実施。

＜実施期間＞通年実施

＜回　　数＞　７３回（うち産品協会３９回）※2/17 現在　8/20～9/30 緊急事態宣言により自粛

早朝、セリ前に調査

セリ価格を聞き取り

品質チェック

市場検品調査でブランド京野菜の品質確認　成果・課題＞

〇ブランド京野菜を中心に、規格・品質の問題点等を各産地にフィードバック。
　市況や市場関係者から聞き取ったリアルタイムの情報を、関係機関に提供

〇今後も、京都府特産物育成協議会等の関係機関、特に産地育成推進指導員と情報共有を図り、産地の品質向上に向け継続実施

農産物価格安定対策事業

１　野菜等経営安定対策事業

・令和３年度の補給交付金交付額は、春～夏にかけて全体的に若干の単価安となり、主に春～夏の葉菜類と夏～秋の果菜類での単価安が目立った。
・花きについては、令和３年度は１産地のみが保証対象産地となり、交付金交付額は昨年に比べて増加した。
・今季も暖冬の影響で秋冬作の野菜の生育が早まり供給量が増えたが、飲食店・首都圏出荷等の需要の伸び悩みから品目によっては大幅な単価安が予想される。

対象品目数	対象産地数 （加入産地数）	交付予約数量 （トン・千本）	交付準備額 （千円）	補給交付額 （千円）
野菜　１２ 花き　１ （計　１３）	野菜　２８ 花き　３ （計　３１）	野菜 １，０００ 花き ７１０	１０５,８４４ ５,１３０ １１０,９７４	８,８５５ １４１ ８,９９６ 事業完了率 67%

２　特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

・春先は天候が順調で生育良好であったため、特にキャベツの供給量が過多となり単価下落し交付額が大幅に増加した。
・果菜類については、夏の順調な天候の影響により生育良好であったため、昨年度よりも 出荷量が増加し単価安傾向となった。
・秋以降においても、昨年度より出荷量が減少傾向であったものの単価安が続き、全体的に交付額が増加した。

対象品目数	対象産地数 （加入産地数）	交付予約数量 （トン）	交付準備額 （千円）	補給交付額 （千円）
３	４	９７０	２０，１００	８，７３１ 事業完了率 100%

３　野菜計画生産出荷促進対策特別事業

出荷数量が補給交付金の交付要件に満たなかったため交付なし。（昨年度と同様）

対象品目数	対象産地数 （加入産地数）	交付予約数量 （トン）	交付準備額 （千円）	補給交付額 （千円）
２	４	１，０７５	２４，３２５	０ 事業完了率 100％

４　豆類価格安定対策事業

高齢化などを理由に一時的に事業を中止する産地が数産地あるものの、多くは現状維持。補給交付金については現在集計中。

対象品目	対象産地数 （加入産地数）	交付予約数量 （トン）	交付準備額 （千円）	補給交付額 （千円）
黒大豆	４	１００	４１，１４０	０
小豆	１０	６８	２９，５８０	０
				事業完了率 14％

５　野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業（指定野菜価格安定対策事業）

（独）農畜産業振興機構が指定野菜価格安定対策資金を造成する場合において、生産者補給交付金として交付することを条件として、京都府負担額を協会を通じて機構に納付した。

６　加工・業務用野菜生産基盤強化支援事業

令和３年度は事業実施主体１団体（京都農業協同組合）の２事業計画の事務支援を実施した。

参考：主な行事

月　日	行　事　等	場　所
４月		
８日	全農京都園芸課打合せ	協会事務室内
９日	京のブランド産品（水産物）検査計画協議	京都府水産会館（舞鶴市）
１２日	京都府酒造組合連合会打合せ	府酒造組合連合会
	新任者職場研修（13,21,28）	協会事務室内
１６日	JA 京都やましろ事業打合せ	JA やましろ
	首都圏提供店等巡回	都内
１７日	首都圏卸等打合せ	東一ほか
１９日	JA 京都にのくに 事業打合せ	JA にのくに
２０日	京の食材マーケット開拓員打合せ（オンライン）	協会事務室内
	日経新聞取材対応	〃
	旬の京野菜提供店申請店現地調査（21,22,23,27,28）	京都市内
２１日	デジタルきらら打合せ	協会事務室内
２３日	JA 京都 事業打合せ	JA 京都丹後営農ｾﾝﾀｰ
２６日	JA 京都中央 事業打合	JA 京都中央
２７日	特産協事務局会議（オンライン）	協会事務室内
	JA 京都 事業打合せ	JA 京都本店
２８日	府補正予算説明	協会事務室内
５月		
６	府内京野菜マルシェ打ち合わせ	事務室内
〃	おいしおすえ京野菜キャンペーン実行委員会監査	〃
	旬の京野菜提供店持ち回り審査（10,11,13,17,18,20,28）	京都市内
１０	ＪＡ全農京都園芸課打合せ	全農園芸課事務所
１７	月刊京都打合せ	事務室内
１９	京のおもてなし協議会総会	京都ＪＡビル
〃	丹後とり貝「こだわり検査」	舞鶴市内
〃	ＪＡ京都にのくに、ＪＡ京都打合せ	各本店
２１	「京の米で京の酒を」推進会議	府酒造組合連合会
２５	あじわい館打合せ	事務室内
２８	サン・ベジフル打合せ（オンライン）	〃
	府打合せ	府庁
６月		
１	元気印ミニ取材（万願寺甘とう）	綾部市内
４	理事会	京都ＪＡビル会議室
７	新宿髙島屋バイヤーオンライン打合せ	全農園芸課
８	東京ガス料理教室オンライン会議	事務所内
１０	ABC Cooking Studio 打合せ	府庁
１１	府酒造連会長打合せ	京都市内
〃	森の京都ＤＭＯ打合せ	事務所内
１４	園芸関係機関連絡調整会議（オンライン）	〃
１５	ブランド水産物オンライン打合せ	〃
〃	イベント設営業者打合せ	京都市内
１８	京乙普及センター意見交換	〃
２１	金時にんじんに関する打ち合わせ	全農園芸課
〃	ブランド水産物撮影	舞鶴市内

月　日	行　事　等	場　所
６月		
２２	定時総会	京都ＪＡビル会議室
２３	オンライン産地見学会生産者打合せ	綾部市内
〃	協会事業説明回り	ＪＡにのくに・京都
２４	京都大学調査対応	事務所内
〃	特産協事務局会議	京都ＪＡビル会議室
〃	東京ガス料理教室オンライン会議	事務所内
２５	「元気印ミニ」創刊	
〃	オンライン産地見学会講師打合せ	事務所内
２８	ＪＡ京都賀茂なす出荷会議	亀岡市内
２９	こだわり生産認証検査立会（京丹波大黒本しめじ）	京丹波町内
７月		
１	東一打合せ	東京都大田市場
2 ～ 3	新宿高島屋京野菜フェア	髙島屋新宿店
６	イズミヤバイヤー打合せ	京都市中央卸売市場
７	京の涼風膳プロモーション	都内（H椿山荘）
〃	髙島屋新宿店バイヤー打合せ	オンライン
８	園芸関係機関連絡調整会議	府庁
〃	特産協幹事会	〃
９	きょうと食育ネットワーク総会	オンライン
〃	京 夏ずきん出荷会議	府農林センター
10 ～ 11	京野菜マルシェ（イオンー地元産フェア）	イオン府内各店
	京の酒こだわり検査（13,15,16,20）	府内各酒造会社
１４	府農林水産技術センター育種専門部会（トウガラシ等の部）	府農技センター
１５	旬の京野菜ポスター撮影立会	府内
２６	京都府特産物育成協議会	京都ＪＡビル
〃	京都府農林水産フェスティバル監事監査	
２７	オンライン産地見学会	オンライン
２９	価格安定対策事業電算システムに係る打合せ	府農協電算センター
	量販店店頭ＰＲモニター入れ替え・ＰＲ	イズミヤほか
８月		
２	「京たけのこ」検討会議	京都 JA ビル
	京都大学学生調査対応	オンライン
	京野菜マルシェ打合せ	京印
３	慶応大学グレッグ先生調査対応	事務所
	旬の京野菜提供店取材	京都市内
４	１０月開催の産地見学会打合せ	ＪＡ京都丹後統括ｾﾝﾀｰ
５	聖護院大根出荷組合総会	JA やましろ久御山支店
１０	京都府酒造連会長打合せ	京都市内
	九州屋（首都圏）打合せ	事務所
１８	観光情報誌打合せ	オンライン
２３	京の食材マーケット開拓員打合せ（オンライン）	〃
	京野菜マルシェ打ち合わせ	事務所
２５	紫ずきん出荷会議（産地）	オンライン
２６	紫ずきん出荷会議（流通業者）	〃

月　日	行　事　等	場　所
8月		
２７	「知財総合支援窓口運営業務」連携会議	オンライン
３０	大谷大学学生調査対応	〃
	京の酒こだわり検査（３、19、24）	
9月		
1	京の食材マーケット開拓員打合せ（首都圏京野菜取扱拡大）	オンライン
3	九州屋（首都圏）打合せ（九州屋・東一・全農園芸課）	〃
5	京の涼風膳オンラインＰＲ（和食文化学会&コンソーシアム共催企画）	府庁
6	京都調理師専門学校特別講義出講（録画撮り）	市内（右京区）
	園芸関係機関連絡調整会議	オンライン
	九州屋品目提案打合せ（全農園芸課）	〃
7	ブランド認証審査会 幹事会打ち合わせ	〃
9	ブランド認証審査会 幹事会	〃
１６	価格安定対策事業・京都市打合せ	事務所内
	パルスプラザ打合せ	市内（伏見区）
２１	新宿高島屋バイヤー打合せ	オンライン
	京の食材マーケット開拓員打合せ	〃
２２	ブランド認証審査会会長打合せ	事務所内
２７	ブランド認証審査会（京野菜審査会）	オンライン
２８	公益法人セミナー	大阪市（西区）
２９	京都調理師専門学校特別講義出講（録画撮り）	市内（右京区）
	日本酒オンラインフェア（リハーサル）	市内（伏見区）
３０	首都圏「京野菜フェア」取組店検討（東一・全農園芸課）	オンライン
	京野菜マルシェ（京都）（8/12 ～ 9/12）	府内量販店４０店舗
	首都圏旬の京野菜料理セミナー「お試し会」（9/3 ～ 9/25）	首都圏料理教室５カ所
	京漬物こだわり生産検査（15、22）	
10月		
1	新型コロナウィルス感染症緊急事態宣言解除	
2	京都「朝食ラブ®」（あさくらぶ）キックオフイベント	イオン京都桂川
5	京の食材マーケット開拓員定期オンライン打合せ	事務所内
6	元気印ミニ取材（えびいも）	京田辺市
7	京の食材マーケット開拓員オンライン打合せ	事務所内
	京野菜マルシェ打合せ	〃
	園芸関係機関連絡調整会議	府庁
8	おいしおすえ実行委員会打ち合わせ	京果
１４	量販店現地調査	市内（伏見区）
14 ～ 16	首都圏ほんまもん京野菜取扱店・東一等打合せ	都内
１７	日本酒オンラインフェア	伏見酒造組合
１８	旬の京野菜提供店認定式	京都府公館
１９	佛教大学学生調査対応	事務所内
	京野菜レシピ集企画打合せ	〃
２０	京都府東京事務所打合せ	オンライン
２１	ポスター撮影立会	向日市内
	オンライン産地見学会事前打ち合わせ	京丹後市内

月　日	行　事　等	場　所
10月		
２６	オンライン産地見学会	京丹後市内
２７	中丹えびいも講習会	オンライン
	聖護院だいこんＪＡ打合せ	ＪＡ京都
２８	東京ガス料理教室リハーサル	オンライン
	ABC Cookinng Studio 打合せ	〃
11月		
１	インボイス制度講習会	市内（中京区）
	公認会計士打合せ	〃　（〃）
	旬の京野菜レシピ打合せ	〃　（〃）
	協会業務中間まとめ意見交換	〃　（伏見区）
２	全農園芸課打合せ	オンライン
４	京の食材マーケット開拓員定例打合せ	〃
	イオン・さとう各バイヤー打ち合わせ	京印、福知山市内
	京都市営地下鉄広告打合せ	事務所内
５	産地動画撮影打合せ	JA 京都本店
	オンライン産地見学会打合せ	JA やましろ本店ほか
	来年度予算打合せ	事務所内
９	特別講義	農業大学校
	「祝」こだわり検査	亀岡・南丹地域
１０	元気印やまのいも産地取材	ＪＡ京都宮津管内
	「祝」こだわり検査	丹後・中丹地域
１１	京都調理師専門学校打合せ	市内（右京区）
	協会業務中間まとめ意見交換	府庁
１３	旬の京野菜を味わうオンライン料理教室	オンライン
１６	聖護院だいこん出荷会議	JA やましろ久御山支店
	園芸関係機関連絡調整会議	府庁
１７	「祝」こだわり検査	事務所内
	協会業務情報交換	ＪＡやましろ本店
	日本大学学生調査対応	事務所内
１８	京都マルシェ全農打合せ	京都ＪＡビル内
	理事との情報交換	ＪＡ京都やましろ
１９	ＪＡ京都市秋季農産物品評会	平安神宮
	聖護院かぶ産地撮影	亀岡市内
	元気印やまのいも取材	ＪＡ京都亀岡川東支店
２２	レシピ動画撮影立会	あじわい館
	全農京都・ミツカンコラボレシピ試食会	ミツカン大阪支店
	電子帳簿保存法セミナー	オンライン
２４	聖護院かぶ動画産地撮影	亀岡市内
	バイヤー等打合せ	京印
	京大院生調査対応	事務所内
２５	旬の京野菜レシピ撮影	市内（中京区）
２６	府育成中の赤とうがらしの形状確認と意見交換	中央卸売市場
	京野菜マルシェ業務	府内関係店舗
	「祝」こだわり検査	事務所内
３０	京都府公益法人立入検査	京都ＪＡビル内
	ＪＡにのくに広報誌新年座談会対応	ＪＡにのくに本店
	京こかぶ品種比較検討会	京都府農林センター

月　日	行　事　等	場　所
12 月		
1	京たけのこ検討会（第２回）	京都ＪＡビル
2	京のブランド産品冬ポスター撮影	向日市内
2~4	首都圏京野菜取扱強化打合せ	東京都内
3	丹波大納言パンフ制作全農打合せ	京都ＪＡビル
4	東京ガス・旬の京野菜を味わうオンライン料理教室	オンライン
7	紫ずきん反省会	京都ＪＡビル
	丹後水産物ブランド推進協議会（とり貝部会）	舞鶴市（府水産会館）
8	万願寺甘とう部会協議会役員会	ＪＡにのくに本店
１０	紫ずきん反省会	府農林センター
１４	京野菜レシピデザイン打合せ	京都市内
１５	全農京都園芸課打合せ	市中央卸売市場
１６	ブランド規格打ち合わせ	府森林組合連合会
１７	園芸関係機関連絡調整会議	府庁
	特産協事務局産地指導員合同会議	京都ＪＡビル
	サンベジフル新宿高島屋打合せ	オンライン
２０	ＪＡ京都市打合せ	ＪＡ京都市本店
２１	来年度予算府打合せ	事務所内
	理事との情報交換	京果
２３	賀茂なす研修会	ＪＡ京都亀岡中部支店
	京こかぶ品種比較検討会	府農林センター
１月		
5	京都市中央卸売市場初市式	京都市中央卸売市場
7	産地見学会打合せ（聖護院かぶ）	亀岡市篠
１１	広告事業打合せ：あまから手帖	事務所内
１２	花菜目合わせ会	JA 京都中央乙訓支店
１３	京の食材マーケット開拓員打合せ	オンライン会議
	インボイス制度講習会受講	京都市内
１４	レシピデザイン打合せ	〃
	来年度事業打合せ	府庁
１７	産地見学会打合せ（聖護院だいこん）	久御山町
	公益法人会計セミナー受講（１７～１８）	大阪市内
１８	元気印ミニ取材（花菜）	JA 京都中央乙訓支店
２０	オンライン産地見学会	久御山町・亀岡市
２１	顧問会計士打合せ	事務所内
２５	全農園芸課打ち合わせ	京都市中央卸売市場
	京の食材マーケット開拓員打合せ	オンライン会議
２８	ABC Cooking Studio 打合せ	京都市内
２月		
1	園芸関係機関連絡調整会議	オンライン
2	大規模契約栽培産地育成強化推進事業説明会	〃
3	府来年度予算説明会	府庁
8	2022 年度販促計画打合せ	全農園芸課事務所
	首都圏定期ミーティング	〃
	公益法人セミナー参加	大阪市内
１５	府との来年度予算協議	事務所内

月　日	行　事　等	場　所
２月		
１７	京の食文化の語り部オンライン講演会	あじわい館
	知財総合支援窓口関係機関連携会議	京都市内（ｷｬﾝﾊﾟｽﾌﾟﾗｻﾞ）
２１	オンライン産地見学会首都圏打合せ	オンライン
２２	首都圏定期ミーティング	〃
２４	あじわい館料理教室	あじわい館

市場検品調査：ＪＡ全農園芸課と連携し毎週２回実施